

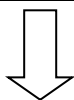
## 平成27年度指定管理業務の評価について

指定管理者による啓発施設の運営について、指定管理者制度導入の趣旨である市民サービスの向上等が適切に図られているかを検証し、その結果を今後の施設管理及び事業運営に反映することを目的として、平成24年度から「猪名川上流広域ごみ処理施設組合指定管理者評価協議会」（以下、「協議会」という）を開催し、指定管理業務を評価しています。

平成28年度の指定管理者評価協議会（平成27年度指定管理者評価）については、次期指定管理者の選定を行うため、別途、指定管理者選定委員会を設置することから、平成28年度の指定管理者評価協議会は開催せず、指定管理者の自己評価を組合が所管課評価することとしました。

また、指定管理も8年目に入り、順調に運営が行われているところではありますが、この実績に妥協することなく、更なる努力を行っているかについて、より分かりやすくするため、「普通（基準）」を「B」とし、「良好」を「A」、「一部不適」を「C」、「不適」を「D」のように、次のとおり一般的な評価指標に改めています。

- |   |                       |
|---|-----------------------|
| S | : 適正であり、優れた実績をあげている。  |
| A | : 適正である。              |
| B | : 概ね適正であるが、一部改善を期待する。 |
| C | : 改善が必要である。           |



- |   |  |
|---|--|
| A | : 協定書、事業計画書等の内容について高レベルで実施され、また、計画を上回る実績（効果）があり、優れた管理・運営が行われている。 |
| B | : 概ね協定書、事業計画書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績（効果）があり、適切な管理・運営が行われている。        |
| C | : 一部、改善・工夫を要する事項が見受けられたが、改善済み、または改善される見込みである。                    |
| D | : 協定書等の内容に対し、不適切な事項が認められ、改善を要する。                                 |